

議案第 13 号

議決第 号

始良市営住宅条例の一部を改正する条例の件

始良市営住宅条例の一部を改正したい。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和6年2月15日提出

始良市長 湯元 敏浩

始良市営住宅条例の一部を改正する条例

始良市営住宅条例（平成22年始良市条例第176号）の一部を次のように改正する。

第5条第6号イ中「第10条第1項」の次に「又は第10条の2」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。